

立川市・施策一覧(コンプライアンス体制の確立)

施策番号	施策	提言番号	提言	主な提言内容	重要性	優先度	第1ステップ	第2ステップ	第3ステップ	分類
1	コンプライアンスマニュアルの策定・配布	1	「倫理規程」の制定	コンプライアンス基本方針や倫理規範を「倫理規程」のかたちで明定する。	大	A				倫理
		2	リスクの洗い出し・評価、「行動指針」等の明定	職員等が直面した業務上の疑問点等への対処方法の基本について、「コンプライアンス・マニュアル」において「行動指針」として示す(必要ある場合、具体的な行動指針の作成のためのリスクの洗い出しや評価を行う)	大	A				倫理
		3	「行動指針」等の明定、コンプライアンスマニュアルの策定	主な論点を中心とした具体的な「行動指針」を明示した「コンプライアンス・マニュアル」を策定する。	大	A				倫理
		4	接待贈答ガイドラインの明定	具体的な「接待・贈答ガイドライン」を策定し、違反時の取扱いを明定するとともに、周知徹底する(例:審査基準の見直し・明定等)。	中	A				倫理
		5	自己研鑽ツールとして活用できるコンプライアンスマニュアルの作成	「コンプライアンス・マニュアル」には、主な業務におけるリスク事項に関する対応や関連する法令・規則等を参照できるような自己研鑽ツールとして活用できるような内容とする。	大	A				倫理
		6	相談部署やコンプライアンスに関する制度の解説の作成	「コンプライアンス・マニュアル」に、職場における主な問題点等(「行動指針」の項目)を所管する部署について記載するとともに、コンプライアンスに関する制度や取扱いの解説を作成する。	大	A				倫理
		7	コンプライアンスマニュアルの配布による周知徹底	「コンプライアンス・マニュアル」等を策定した後、その周知徹底のために、「コンプライアンス・マニュアル」等を職員等に配布する。	大	A				倫理
2	コンプライアンス研修およびその他の周知徹底策の実施	8	コンプライアンス責任者・担当者の配置と役割課題の明定	各部署における一定の管理者を「コンプライアンス責任者」又は「コンプライアンス担当者」として位置付け、各部署におけるコンプライアンスの周知徹底や教育研修の担い手としての役割課題を実行させる。	大	A				倫理
		9	コンプライアンス研修の実施	一般研修や実務研修のメニューの中に、コンプライアンス研修を挿入し、その受講を義務化する。特に、管理職研修には様々なコンプライアンスに関する研修メニューを挿入させる。	大	A				倫理
		10	コンプライアンスに関するその他の周知徹底策(情報発信)	「庁内LAN」等の全職員がアクセス可能な情報源において、コンプライアンスに関するQ & Aや関連情報を掲載する。	中	C				倫理
		11	コンプライアンスに関するその他の周知徹底策(携帯カード等)	職員等が携帯する手帳や携帯カード等において、コンプライアンスに関する立川市のメッセージやコンプライアンスに関する行動指針等を記載し、配布する。	中	C				倫理
		12	コンプライアンスに関するその他の周知徹底策(トップの訓示)	市長や管理職は、年頭所感や会議等の機会に、必ずコンプライアンスの重要性について説く。	大	A				倫理
		13	コンプライアンスに関する市民広報	立川市におけるコンプライアンスへの取組みの固い決意等を「広報たちかわ」に、定期的に掲載し、明示する。	大	A				倫理

立川市・施策一覧(コンプライアンス体制の確立)

施策番号	施策	提言番号	提言	主な提言内容	重要性	優先度	第1ステップ	第2ステップ	第3ステップ	分類
		14	広報誌や小冊子を通じた業者等に対する啓発	入札・契約制度の透明性と公正性を旨とし、建設業者等へのコンプライアンスに関する啓発記事を「広報たちかわ」等に定期的に記載する。	大	B				倫理
3	ヘルプライン等の設置	15	「ヘルプライン」等の設置	「ヘルプライン」等のコンプライアンスに関する相談窓口や内部通報の窓口等を設置し、コンプライアンス違反の事実の有無に関する調査制度を確立する。	大	A				倫理
4	コンプライアンスに関するモニタリングの実施	16	コンプライアンスに関する自己点検制度の確立	コンプライアンスに関する自己点検制度を確立する。	大	C				倫理
		17	コンプライアンス意識度調査の実施	職員等のコンプライアンスに関する意識度調査を定期的(1年～3年に1回程度)に実施し、改善措置を講じる。	中	C				倫理
		18	コンプライアンス監査体制の確立	コンプライアンスの観点からのリスク・アプローチに基づく内部監査を実施できる体制(外部機関の活用、第三者機関による入札監視委員会の設置等)を確立する。	大	B				倫理
5	コンプライアンスプログラムの策定・実施・評価	19	コンプライアンスプログラムの策定・実施・評価	コンプライアンスに関する内部統制の改善計画を策定し、各部署等の業務施策に反映させた上で、重要な会議体ではその取り組み結果を定期的に評価する。	大	B				倫理
6	コンプライアンスに関するその他の施策	20	競争入札参加資格要件へのコンプライアンス研修の義務付け	立川市の公共工事の入札に参加する工事業者の要件に、立川市が指定するコンプライアンス研修の受講を義務付ける。	大	B				倫理
		21	ローテーションの制度化と実施	リスクのある業務に、定期的に人事ローテーションを行う方針を明定し、実行する。	中	C				倫理
		22	人事におけるコンプライアンスの重視	人事評価のポイントにコンプライアンスに関する取組みを明確に組み入れる。	大	C				倫理
		23	人事におけるコンプライアンスの重視	上級職には、コンプライアンスを尊重しない者は任命しない仕組みを確立する。	大	C				倫理
		24	職員満足度調査の実施	職員の意見・人事面の不満等を組み上げるための「満足度調査」を実施する。	大	B				倫理
		25	コンプライアンス違反の取扱いの明定	より具体的で、職員等のコンプライアンス違反等に関する明確なペナルティーの取扱いを明定・明示し、厳正に適用する。	中	A				倫理
		26	緊急時における対応体制の改善	緊急時における対策本部を設置する具体的な基準や方法、対策本部の具体的なメンバー、対策本部がとるべき具体的な手続等について明定する。	中	C				倫理
		27	不祥事発生時の対応体制の構築	不祥事対応について、適切な体制を構築し、規則等で明定する(連絡・通報・マスコミ対応・調査・処分・是正措置等)。	中	C				倫理
28	管理職等からのコンプライアンス・マニュアル遵守の誓約書の取り付け	管理職等にコンプライアンス研修の受講時又は定期的に、「コンプライアンス・マニュアル」を遵守する旨の誓約書を取り付ける。	大	A				倫理		

立川市・施策一覧(コンプライアンス体制の確立)

施策番号	施策	提言番号	提言	主な提言内容	重要性	優先度	第1ステップ	第2ステップ	第3ステップ	分類
		29	議員や業者による「倫理綱領」等の策定	立川市議会議員や業者団体が「倫理綱領」等を策定する。	大	A				倫理
		30	議員や業者による「倫理綱領」等の誓約書の提出	立川市議会議員や業者団体が「倫理綱領」等を遵守することをコミットメントすべく内外に公表し、誓約書を市に提出する。	大	A				倫理
		31	働きかけ等の行為の公表	立川市の組織の外部からの依頼等に直面した場合には、その旨を公表する。	大	A				倫理